

事 務 連 絡

令和元年10月18日

防衛省統合幕僚監部参事官 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）

令和元年台風第19号に係る災害廃棄物等の搬出における分担・連携について
（協力依頼）

標記につきまして、別添のとおり、関係都道府県に対し、事務連絡を行いましたので、参考を送付いたします。防衛省・自衛隊におかれましては、別添の趣旨を考慮いただき、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付

諸留、向井所 TEL：03-3502-6984

事務連絡

令和元年10月18日

関係都道府県 防災担当部局長 殿

災害廃棄物担当部局長 殿

関係都道府県・政令市 都市局所管 災害復旧事業担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）

国土交通省都市局都市安全課長

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室長

令和元年台風第19号に係る災害廃棄物等の搬出における分担・連携について

今般の令和元年台風第19号により発生した宅地内からの片付けごみ、がれき等の災害廃棄物、流木、土砂等（以下「災害廃棄物等」という。）については、速やかな撤去が求められるところであり、被災地の市区町村においては、被災の状況に応じて、環境省所管の災害等廃棄物処理事業、国土交通省所管の堆積土砂排除事業等を活用し、また、災害派遣された自衛隊の救援やボランティア、NPO等の支援も得ながら、撤去作業を進めているところです。その際、速やかな撤去のためには、撤去作業を行う者同士が連携、協力、調整して、効果的、効率的に進めることが重要であることから、下記について、貴都道府県管下の関係市区町村へ周知いただくようお願いいたします。

記

市区町村内で、災害廃棄物等の宅地からの撤去、仮置場や処分場までの運搬等の作業を行う際には、作業の実施主体となる市区町村の環境部局や都市部局（これらから受託して作業を行う事業者を含む。）は、自衛隊、ボランティアの活動調整を行う社会福祉協議会やNPO等団体と連携し、作業現場が混乱することのないよう、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うこと。

特に、ボランティアやNPO等団体等の作業により宅地から搬出された災害廃棄物等が、当該宅地前の道路等に堆積し、交通の障害等を発生させることのないよう、仮置場や処分場への搬出までの作業分担を明確にするよう市区町村が調整すること。

【連絡先】

（防災ボランティア活動の連携・協働に関すること）

内閣府政策統括官（防災担当）付 諸留、向井所 TEL：03-3502-6984

（堆積土砂の排除に関すること）

国土交通省都市局都市安全課 木村、鶴田 TEL：03-5253-8402

（災害廃棄物の処理に関すること）

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 福永 TEL：03-5521-8358

災害廃棄物等の搬出に係る分担・連携の例

(参考)

- 市区町村（環境部局、都市部局）は、自衛隊、ボランティア（社会福祉協議会）・NPOと、分担・連携して、災害廃棄物等の処理を実施。（市区町村は、環境省事業、国土交通省事業等により実施。）
- 特に、ボランティア・NPO等の活動で搬出された災害廃棄物等が、当該宅地前の道路等に堆積し、交通の障害等を発生させることのないよう、市区町村が調整し、仮置場への災害廃棄物等の搬出を確実にする。



市区町村による災害廃棄物等の収集運搬計画

ボランティア・NPO等の活動計画

連携・調整

作業実施地区や作業内容を調整、分担する等の例

